

争議行為の予告について

中野運輸株式会社代表取締役松原美紀子から争議行為を行う旨の通知が令和7年3月5日にあったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

令和7年3月6日

東京都知事 小 池 百合子

一 事件

運輸労連中野運輸労働組合の争議行為に対抗する件

二 日時

令和7年3月21日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

中野運輸株式会社本社営業所 中野区丸山一丁目2番1号

四 種類（以下原文のまま掲載）

事業所の閉鎖、就労拒否その他一切の争議行為。